

- 局長 おはようございます。(午前9時30分)
事務局長の小笠原でございます。本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。本日の出席議員の中で川幡 宗宏議員が年長の議員でございますので御紹介します。川幡 宗宏議員、議長席にお着き願います。
(川幡議員、議長席に着く。)
- 臨時議長 ただいま紹介されました川幡宗宏でございます。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。議員各位の御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。
ただいまより平成27年第1回南幌町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布した第1号のとおりでございます。
●日程1 仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席と指定いたします。
●日程2 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第125条の規定により臨時議長において指名いたします。
志賀浦 学議員、菅原 文子議員。以上、御兩名を指名いたします。
●日程3 議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。
(議場を閉鎖する。)
ただいまの出席議員数は、11名であります。
投票立会人を指名します。指名につきましては、会議規則第32条第2項の規定により、立会人に佐藤 妙子議員、側瀬 敏彦議員を指名いたします。
投票用紙を配布します。
(主査、主任、投票用紙を配布する。)
投票用紙の配布漏れは、ありませんか。
(なしの声)
配付漏れは、なしと認めます。
投票箱を点検します。
(主査、主任、投票箱を点検する。)
異常ないものと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。
では、投票用紙に記載願います。
(各自、投票用紙に記載する。)

それでは、点呼に応じて投票願います。

1 番 志賀浦 学議員	2 番 菅原 文子議員
3 番 佐藤 妙子議員	4 番 側瀬 敏彦議員
5 番 熊木 恵子議員	6 番 石川 康弘議員
7 番 内田 恵子議員	8 番 西股 裕司議員
9 番 本間 秀正議員	10 番 原田 弘克議員

最後に私が投票いたします。

投票漏れは、ありませんか。

(なしの声)

投票漏れは、なしと認めますので、投票を終わります。

これより開票を行います。佐藤 妙子議員、側瀬 敏彦議員、開票の立ち会いをお願いします。

(主査、主任、開票する。)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。そのうち有効投票 11 票、無効投票なし。有効投票のうち川幡 宗宏 6 票、側瀬 敏彦議員 5 票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって川幡 宗宏が議長に当選しました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く。)

ただいま議長に私が当選しましたので会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

これをもちまして臨時議長の職務を全て終了いたしました。議員各位の御協力、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前 9 時 45 分)

(午前 9 時 46 分)

川幡議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

本臨時会、今後の議事日程は、あらかじめ御手元に配布した第 1 号の追加のおりでございます。

●日程 1 会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

●日程 2 議席の指定を行います。

議席の指定につきましては、休憩中に抽せんにより決定してから報告することにいたします。その間、暫時休憩をいたします。

(午前 9 時 47 分)

(午前 9 時 51 分)

川幡議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議席の指定結果を報告します。

1 番 本間 秀正議員	2 番 側瀬 敏彦議員
3 番 原田 弘克議員	4 番 志賀浦 学議員
5 番 内田 恵子議員	6 番 西股 裕司議員
7 番 佐藤 妙子議員	8 番 菅原 文子議員
9 番 石川 康弘議員	10 番 熊木 恵子議員

11 番 川幡 宗宏、私です。

以上のように決定をいたしました。

休憩中に指定の議席に移動願います。

暫時休憩いたします。

(午前 9時52分)

(午前 9時53分)

川幡議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程3 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。

(議場を閉鎖する。)

ただいまの出席議員数は、11名であります。

投票立会人を指名します。指名につきましては、会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 本間 秀正議員、2番 側瀬 敏彦議員を指名いたします。

投票用紙を配布します。

(主査、主任、投票用紙を配布する。)

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(なしの声)

配付漏れは、なしと認めます。

投票箱を点検します。

(主査、主任、投票箱を点検する。)

異常ないものと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

では、投票用紙に記載願います。

(各自、投票用紙に記載する。)

それでは、点呼に応じて投票願います。

1 番 本間 秀正議員	2 番 側瀬 敏彦議員
3 番 原田 弘克議員	4 番 志賀浦 学議員
5 番 内田 恵子議員	6 番 西股 裕司議員
7 番 佐藤 妙子議員	8 番 菅原 文子議員
9 番 石川 康弘議員	10 番 熊木 恵子議員

最後に私が投票いたします。

投票漏れは、ありませんか。

(なしの声)

投票漏れは、なしと認めますので、投票を終わります。

これより開票を行います。本間 秀正議員、側瀬 敏彦議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(主査、主任、開票する。)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。そのうち有効投票 10 票、無効投票 1 票です。有効投票のうち本間 秀正議員 6 票、側瀬 敏彦議員 3 票、志賀浦 学議員 1 票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって本間 秀正議員が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く。)

ただいま副議長に当選されました本間 秀正議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました本間 秀正議員より就任の御挨拶をお願いします。

本間副議長

一言御挨拶を申し上げます。このたびは図らずも皆様方の御推挙いただき南幌町議会副議長の職に就かせていただくことになり、この上ない光栄であり感激いたしております。また、その職責の重さを痛感する次第であります。私自身もその器ではございませんが、川幡議長のもと、議会が公正にしかも円滑に運営されるよう、及ばずながら誠心誠意努力いたしたいと思っております。同僚議員各位の絶大な支援と御厚志を賜りこの責務を担うことをお願いいたしております。また、三好町長を初め、理事者各位、職員の皆様におかれましても今まで同様の御協力のほど重ねてお願い申し上げます。結びに南幌町のますますの発展を祈念し、誠に簡単粗辞ではございますが就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

川幡議長

全員協議会開催のため休憩いたします。

(午前 10 時 06 分)

(午前 11 時 36 分)

川幡議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議長 川幡 宗宏から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。追加日程 1 議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程 1 議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更して、追加日程 1 議長の辞職を直ちに議題とすることに決定いたしました。

●追加日程 1 議長の辞職を議題といたします。

地方自治法第 107 条の規定によって川幡 宗宏が退場します。

(川幡議長、退席する。)

(本間副議長、議長席に着く。)

本間副議長
局 長
本間副議長

それでは、局長をもって辞職願を朗読させます。

(朗読する。)

お諮りいたします。

川幡 宗宏議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。

よって、川幡 宗宏議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

(川幡議員、自席に着く。)

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。追加日程2 議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議長の選挙を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程2 議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議長の選挙を行うことに決定いたしました。

●追加日程2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって副議長において指名することに決定いたしました。

議長に側瀬 敏彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長が指名いたしました側瀬 敏彦議員を議長の当選人とすることに御異議ございませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました側瀬 敏彦議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました側瀬 敏彦議員が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました側瀬 敏彦議員より就任の御挨拶をお願いいたします。

側瀬議長

一言御挨拶を申し上げます。この度、図らずも議員各位の選任をいただき、歴史ある南幌町議会議長の栄職に再び就かせていただくことになり、この上ない身に余る光栄であり、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。今回の議長選挙、私も含めてしっかりと反省しなければならない議長選挙だと私も思っている次第でございます。このことを含め、同時に、改めてその職責の重大さを痛感するところでございます。見たとおりその器ではございませんけれども、皆様方の御推挙を受けた以上は議員各位と議会が町民から見て公平公正で円滑に運営され、住民の信託に応えていかなくてはならないと考えているところでございます。議会運営につきましては、不偏不党、公正無私 of 立場を堅持し、及ばずながらその任を正しく相携えるよう誠心誠意努力したいと存じます。同僚議員各位の御協力と御鞭撻を賜り、この職責を全うしたいと念願をしているところでございます。三好町長初め理事者、役職の皆様、そして職員各位、さらには町民の皆様にも今まで同様、議会に対して御協力をお願いしたいと思うところでございます。我が町として現在、町民の協力を得て順調に行政運営を進めているところでございますが、国では地方創生を成案され、このことで各自治体が試される時代に入ったと考えているところでございますし、議会に課せられた使命は大きなものがあると思うところでございます。我が町として将来に向けての第6期南幌町総合計画を実行性のある質の高い計画を立てて、町民とともに進んでいかなくてはならない現状であると考えているところでございます。今こそ町民の負託に応え、先見の明を持ち、二重行政にならぬように高度な権威ある議会にしていくことが必要と考えます。このたびの町議会選挙において南幌住民の民意をくみ取る一番の近い選挙が、過去最低の投票率は何であったのかを一議員として反省することを含め住民目線で考えていきたいと、そのように思いますし、より住民に近い議会を目指して議会改革を進めていきたいと考えているところでもございます。微力ながら議長職を務めてまいりますので、重ねて御支援御協力をお願いし、重大な職責の意を表すには誠に簡単で言葉足らずではございますが議長就任の御挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

本間副議長

これをもちまして全て終了いたしました。議員各位の御協力ありがとうございました。

側瀬 敏彦議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

(本間副議長、自席に着く。)

(側瀬議長、議長席に着く。)

(午前11時44分)

(午前11時45分)

側瀬議長

休憩を閉じ、会議を再開します。

全員協議会の開催のため休憩します。

(午前11時45分)

(午後 2時00分)

側瀬議長

休憩を閉じ、会議を再開します。

追加日程3 議席の一部変更を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議席の一部変更を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程3 議席の一部変更を日程に追加し、日程の順序を変更して、追加日程3 議席の一部変更を直ちに行うことに決定いたしました。

●追加日程3 議席の一部変更を行います。

議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更します。

川幡 宗宏議員の議席を2番に、議長 側瀬 敏彦の議席を11番に、それぞれ変更いたします。

●日程4 議案第29号 監査委員の選任についてを議題といたします。

2番 川幡 宗宏議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので退場を求めます。

(川幡議員、退席する。)

局長をして朗読いたさせます。

(朗読する。)

局長
側瀬議長
町長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第29号 監査委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。議員選出の監査委員の選任でございますが、南12線西13番地、川幡 宗宏氏を選任いたしたく提案するものであります。人格が高潔で優れた識見を有する方でございます。適任であると考えております。選任に当たりまして満場の御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

側瀬議長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第29号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

2番 川幡 宗宏議員の着席を求めます。

(川幡議員、着席する。)

●日程5 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務常任委員に本間 秀正議員、原田 弘克議員、志賀浦 学議員、菅

原 文子議員、熊木 恵子議員、私、側瀬 敏彦。産業経済常任委員に川幡 宗宏議員、内田 恵子議員、西股 裕司議員、佐藤 妙子議員、石川 康弘議員。以上のおおりに指名いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしましたとおりに常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

そのままお待ちください。

(議長、退席する。)

(副議長、議長席に着く。)

(午後 2時04分)

(午後 2時05分)

本間副議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議長の常任委員辞任について議題といたします。総務常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出があります。議長はその責務上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など議長固有の権限を考慮する時、一箇の委員会に委員として所属することは適当でないし、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、総務常任委員を辞任したいとするものです。辞任について許可することに御異議ございませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって議長の総務常任委員の辞任については許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(副議長、自席に着く。)

(議長、議長席に着く。)

(午後 2時06分)

(午後 2時08分)

側瀬議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程6 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、志賀浦 学議員、佐藤 妙子議員、菅原 文子議員、石川 康弘議員、熊木 恵子議員、以上のおおりに指名したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしましたとおりに議会運営委員に選任することに決定いたしました。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選のため休憩いたします。

(午後 2時09分)

(午後 2時16分)

側瀬議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程7 諸般報告をいたします。

1番目 常任委員長及び副委員長の選任報告をいたします。

総務常任委員会委員長に志賀浦 学議員、副委員長に菅原 文子議員、産業経済常任委員会委員長に石川 康弘議員、副委員長に内田 恵子議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

2番目 議会運営委員長及び副委員長の選任報告をいたします。

議会運営委員会委員長に熊木 恵子議員、副委員長に菅原 文子議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

日程8 長幌上水道企業団議会議員の選挙から日程13 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の選挙までの6議題につきまして、一部事務組合議会議員の選挙であり、議会構成にかかわる案件ですので一括議題といたします。

●日程 8 長幌上水道企業団議会議員の選挙

●日程 9 南空知公衆衛生組合議会議員の選挙

●日程10 南空知消防組合議会議員の選挙

●日程11 南空知葬斎組合議会議員の選挙

●日程12 道央廃棄物処理組合議会議員の選挙

●日程13 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の選挙

以上、6議題を一括して議題といたします。

日程8 長幌上水道企業団議会議員の選挙から日程13 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の選挙までの6議題についてお諮りいたします。

日程 8 長幌上水道企業団議会議員の選挙

日程 9 南空知公衆衛生組合議会議員の選挙

日程10 南空知消防組合議会議員の選挙

日程11 南空知葬斎組合議会議員の選挙

日程12 道央廃棄物処理組合議会議員の選挙

日程13 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の選挙

以上、6 一部事務組合議会議員の選挙の方法は指名推選にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

長幌上水道企業団議会議員に本間 秀正議員、川幡 宗宏議員、原田 弘克議員、志賀浦 学議員、私、側瀬 敏彦。

南空知公衆衛生組合議会議員に志賀浦 学議員、菅原 文子議員、熊木 恵子議員。

南空知消防組合議会議員に内田 恵子議員、佐藤 妙子議員、石川康弘議員。

南空知葬斎組合議会議員に内田 恵子議員、西股 裕司議員、佐藤妙子議員。

道央廃棄物処理組合議会議員に菅原 文子議員、私、側瀬 敏彦。

南空知ふるさと市町村圏組合議会議員に私、側瀬 敏彦。以上、指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしましたそれぞれの方を各一部事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、長幌上水道企業団議会議員に本間秀正議員、川幡 宗宏議員、原田 弘克議員、志賀浦 学議員、私、側瀬 敏彦。

南空知公衆衛生組合議会議員に志賀浦 学議員、菅原 文子議員、熊木 恵子議員。

南空知消防組合議会議員に内田 恵子議員、佐藤 妙子議員、石川康弘議員。

南空知葬斎組合議会議員に内田 恵子議員、西股 裕司議員、佐藤妙子議員。

道央廃棄物処理組合議会議員に菅原 文子議員、私、側瀬 敏彦。

南空知ふるさと市町村圏組合議会議員に私、側瀬 敏彦。以上が当選されました。

●日程14 発議第7号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

(朗読する。)

提出者より提案理由の説明を求めます。4番 志賀浦 学議員。

発議第7号 議会広報特別委員会の設置について提案理由を申し上げます。議会活動を広く住民に広報するため、議会広報特別委員会を設置する本案を提出するものです。内容の説明をいたします。1 特別委員会の名称 議会広報特別委員会。2 特別委員会の活動期間 閉会中の継続用務で特別委員会の任期まで存続する。3 特別委員会の定数、4名。4 特別委員会の任期 平成27年4月30日から平成31年4月26日まで。5 所管する事務 議会広報編集、発行に係る事務。6 経費 予算の範囲内。以上でございます。議員各位の賛同をよろしく願いいたします。

局長
側瀬議長
志賀浦議員

側瀬議長

お諮りいたします。議会広報特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり議会広報特別委員

会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選出についてお諮りいたします。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員には原田 弘克議員、内田 恵子議員、西股 裕司議員、佐藤 妙子議員。以上4名を推薦いたしますので議長よりお諮りお願いいたします。

側瀬議長

ただいまの熊木 恵子議員の御発言のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって議会広報特別委員会の委員には、原田弘克議員、内田 恵子議員、西股 裕司議員、佐藤 妙子議員。以上4名に決定いたしました。

ただいま決定いたしました議会広報特別委員会の構成についてお諮りいたします。10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

議会広報特別委員会の委員長には内田 恵子議員、副委員長には佐藤妙子議員の両氏を推薦いたしますので議長よりお諮り願います。

側瀬議長

ただいまの熊木 恵子議員の御発言のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって広報特別委員会の委員長には内田 恵子議員、副委員長には佐藤 妙子議員と決定いたしました。

以上で本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。閉会いたしたいと思っておりますが、ここで町長より発言を求められておりますので、会議規則第50条の規定により発言を許します。町長。

町 長

議長より御発言の許しを得ましたので一言御挨拶と兼ねてお願いを申し上げたいと思っております。

このたびの議会議員の選挙、11名の方、当選まことにおめでとうございます。心よりお祝いとお喜びを申し上げますとともに、南幌町民が負託した11人であります。町のために、町民のために御活躍できますようよろしくお願い申し上げたいと思っております。しかしながら、我が町はまだまだ大変な課題もたくさん残っているところでございます。特に少子高齢化は全国的とは言え、我が町もかなり早いスピードでなっているところでございます。4月1日で8,051人であります。前回の選挙から比べますと667名ほど減少しております。そして、高齢化率が今年の秋には、もう29%台、来年には30%になるだろうと、そんな予測をしているところでございますし、人口問題研究所が出した2040年には4,000人台、そんな数字も出ているところであります。しかしながら、町のやり方によっては、それをはねのけながら減少率を縮小し、そして、住んでいただいている子どもさんからお年寄りまで、我が町に住んでいてよかった、そうやって言われるように、また、元気な子どもたち、また、元気なお年寄りの活躍が町民の中でいろんな所に出て

いくことを願っている次第であります。そんな始まりの年に、今年は第6期介護保険計画、それから、第3期の障がい者計画、第4期の障がい福祉計画、子育て支援事業計画、それぞれ今年からスタートであります。これらの計画に基づいて執行するのはもとよりでありますけども、今、第5期総合計画の後期計画の真ん中でございます。それとあわせながら、町民の幸せのためにそれぞれの計画を遂行するとともに、みんなで力を合わせて、いい町をつくっていかなければなりません。また、国のほうでは地方創生ということで、まち・ひと・しごと創生法が決定をいただき、今、先行型と地域喚起型の地方創生のお金を使わせていただいて町民に還元をしているところでありますけれども、今後5年間、この南幌版地方創生をつくっていかなければなりませんし、あわせて、将来の人口ビジョンを策定していかなければならない大事な時期でございます。どうか議員各位の力を借りて、町民と一緒にあって、その目的・目標に向かって発信をしていかなければなりません。あわせて、議長もお話していたように第6期総合計画が平成29年からスタートであります。本年度からその計画策定に向けて、それぞれ町民の皆さんや議会の皆さんから御意見をいただいて、この計画を策定していかなければなりません。どちらにしても、そういう目標がたくさんあるわけであります。あわせて、うちには企業誘致の関係で工業団地、それから、住宅団地の空いているのがたくさんあります。そのほかいろんな大きな課題もたくさんありますので、それらとあわせながら一生懸命やらなければならない、みんなで汗をかいていかなければならない、そんな時期かと思っておりますので、議員各位の皆さんの力を借りて、私も南幌の先頭になってトップセールスマンとして夢のあるふるさとづくりに向けて全身全霊を傾けていきますので、どうかいろんな角度から御意見を賜りますようお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。これからどうぞよろしくお願いいたします。

側瀬議長

大変ありがとうございます。ただいまをもって閉会したいと思います。が、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は、ただいまをもって閉会といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 2時31分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

臨時議長・議長 _____

議 長 _____

4 番 _____

8 番 _____